

京都市立学校空調設備整備事業
基本協定書（案）

令和8年3月

京都市

目 次

第1条 (定義)	1
第2条 (趣旨)	2
第3条 (事業予定者の設立及び維持等)	3
第4条 (事業予定者の出資者)	3
第5条 (事業契約の締結)	4
第6条 (準備行為)	5
第7条 (資金調達協力義務)	5
第8条 (業務の委託等)	6
第9条 (株式の譲渡に関する協力)	6
第10条 (事業契約の不成立)	6
第11条 (談合等不正行為があった場合の措置)	6
第12条 (反社会的行為があった場合の措置)	7
第13条 (遅延利息)	7
第14条 (秘密保持)	7
第15条 (協定の有効期間)	8
第16条 (協議)	8
第17条 (準拠法及び裁判管轄)	8
別紙1 設立時の出資者一覧	10
別紙2 出資者誓約書の様式	11
別紙3 各業務の委託又は請負企業一覧	13

京都市立学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関し、京都市（以下「本市」という。）と●●グループ（以下「落札者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に規定するところによる。なお、本協定中、別途定めるもの及び次の各号に規定する用語以外の用語の定義は、入札説明書等と同様の意義を有するものとする。

- （1）「落札者」とは、本事業の入札手続において、本事業を実施する者として選定された、代表企業である●●及びその他の構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●により構成される企業グループをいう。
- （2）「事業予定者」とは、本事業を遂行することを目的として、落札者によって設立される会社をいう。
- （3）「代表企業」とは、落札者を構成する法人のうち、構成員であり、かつ落札者を代表して応募手続を行う●●をいう。
- （4）「構成員等」とは、構成員及び協力企業を個別に又は総称していう。
- （5）「構成員」とは、落札者を構成する法人のうち、事業者に出資を行う●●及び●●をいう。
- （6）「協力企業」とは、落札者を構成する法人のうち、事業者に出資を行わない●●及び●●をいう。
- （7）「設計企業」とは、事業予定者が、空調設備等の設計業務の全部又は一部を受託させる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- （8）「施工企業」とは、事業予定者が、空調設備等の施工業務の全部又は一部を請け負わせる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- （9）「工事監理企業」とは、事業予定者が、空調設備等の工事監理業務の全部又は一部を受託させる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- （10）「維持管理企業」とは、事業予定者が、事業者が、新設設備、更新対象設備及び更新対象外設備の維持管理業務の全部又は一部を受託させ又は請け負わせる構成員である●●及び●●並びに協力企業である●●及び●●をいう。
- （11）「空調設備等」とは、本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の設備等をいう。
- （12）「整備対象設備」とは、空調設備等のうち、新設設備、更新対象設備及び更新対象外設備をいう。
- （13）「新設設備」とは、空調設備等のうち、本事業において更新により設置される設備で、性能保証業務及び維持管理業務の対象となる設備をいう。なお、本事業に

おける空調設備等の更新において再利用された配管設備、電気設備、ガス設備等も新設設備に含まれる。

- (14) 「更新対象設備」とは、空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象となり、事業開始から撤去されるまでの間は、維持管理業務の対象にもなる設備をいう。
- (15) 「更新対象外設備」とは、空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる設備をいう。なお、事業期間中に本事業とは別に更新が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含まれる。
- (16) 「移設等」とは、契約期間中に対象校の学級増、統廃合、移転、改築・改修工事、設備工事等により必要となる新設等設備の撤去、移設、増設、保管、廃棄等をいう。
- (17) 「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集その他入札に際して本市が公表した資料（公表後の変更を含む。）一式をいう。
- (18) 「入札説明書」とは、本事業に関し、令和8年3月13日に公表された「京都市立学校空調設備整備事業 入札説明書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (19) 「要求水準書」とは、本事業に関し、本事業に関し、令和8年3月13日に公表された「京都市立学校空調設備整備事業 要求水準書」（公表後の変更を含む。）をいう。
- (20) 「事業提案書類」とは、落札者が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (21) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (22) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、本市と事業予定者との間で締結される、「京都市立学校空調設備整備事業 事業契約」をいう。
- (23) 「契約期間」とは、事業契約の締結日（京都市議会の議決を得ることにより本契約としての効力が発生した日をいう。以下同じ。）から本事業の完了日までの期間をいう。ただし、同日以前に事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って終了した場合には、事業契約の締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本選定手続において●●グループが落札者として決定されたことを確認し、第3条（事業予定者の設立及び維持等）の規定に基づき落札者が本事業を実施するため

に設立する事業者をして、第5条（事業契約の締結）の規定に基づき本市との間で事業契約を締結させ、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（事業予定者の設立及び維持等）

第3条 落札者は、遅くとも事業契約に係る仮契約の締結日までに、入札説明書等及び事業提案書並びに次の各号に規定するところに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を設立する。

- （1）事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）に定める株式会社とする。
 - （2）事業予定者の本店所在地は京都市内とする。
 - （3）事業予定者の資本金は、事業提案書類に示された金額以上とする。
 - （4）事業予定者を設立する発起人には、事業提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
 - （5）事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
 - （6）事業予定者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに規定する事項についての定めをおくものとし、同法第107条第2項第1号ロに規定する事項及び同法第140条第5項但書に規定する事項についての定めを置いてはならない。
 - （7）事業予定者の定款には、本市の書面による事前の承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号に規定する事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならない。
- 2 落札者は、事業予定者をして、事業予定者の設立登記の申請後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役の氏名及び経歴等を本市に通知させる。その後、取締役又は監査役の選任（再任を含む。）又は退任が生じた場合も同様とする。
- 3 落札者は、事業予定者をして、事業予定者の設立登記完了後速やかに、事業予定者の定款の原本証明付写し、履歴事項全部証明書及び代表者印の印鑑証明書の原本（以下「定款等」という。）を本市に提出させる。その後、事業予定者の定款等が変更された場合も同様とする。ただし、落札者は、合理的理由なく事業予定者にその定款等を変更させてはならない。
- 4 落札者は、本市の書面による事前の承諾がある場合を除き、事業期間が終了するまで、事業予定者に定款の変更、事業譲渡・譲受、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は組織変更を行わせてはならない。
- 5 落札者は、事業予定者の本店所在地を京都市外に移転させてはならない。

（事業予定者の出資者）

第4条 構成員は、前条（事業予定者の設立及び維持等）第1項の規定に基づき事業予定者を設立するに当たり、別紙1（設立時の出資者一覧）に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業予定者の株式を引き受けるとともに、他の出資者をして、別紙

1（設立時の出資者一覧）に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業予定者の株式を引き受けさせる。

- 2 構成員は、事業予定者の設立時以降、事業契約に基づく事業予定者の義務が全て消滅するまで、本市の書面による事前の承諾がある場合を除き、以下の事項を遵守することを誓約する。
 - (1) 構成員の事業予定者に対する出資比率及び議決権保有比率が全体の2分の1を超える状態を維持すること。
 - (2) 代表企業が事業予定者の株主中最大の出資比率及び議決権保有比率を有する状態を維持すること。
 - (3) 事業予定者の株式を保有し、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。なお、本市の書面による事前の承諾を得て当該処分を行おうとする場合には、当該処分に関連して本市が求める契約書（資金調達目的での処分の場合には、当該資金調達に係る融資契約書及び処分対象となる株式に係る担保権設定契約書を含む。）の写しを、その締結後速やかに本市に提出すること。
 - (4) 事業予定者の株式を譲渡しようとする場合には、当該株式の譲受人をして、別紙2（出資者誓約書）の様式及び内容による出資者誓約書をあらかじめ本市に提出させること。
 - (5) 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、これらの発行を承認する株主総会において、第1号及び第2号に規定する出資比率及び議決権保有比率の維持が可能となるように、その保有する議決権を行使すること。
- 3 構成員は、事業予定者の設立後速やかに、構成員以外の出資者とともに、別紙2（出資者誓約書）の様式及び内容による出資者誓約書を本市に提出する。
- 4 構成員は、事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者をして、別紙2（出資者誓約書）の様式及び内容による出資者誓約書をあらかじめ本市に提出させる。

（事業契約の締結）

第5条 本市及び落札者は、入札説明書等及び事業提案書類に基づき、本市と事業予定者との間において令和●年●月を目途として事業契約に係る仮契約を締結することに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。

- 2 落札者は、事業契約の締結に関する協議に当たっては、本市及び選定委員会の要望を尊重する。
- 3 本市は、事業契約の締結がなされる前に構成員等のいずれかに以下の各号に規定する事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 公正取引委員会が、本事業の入札手続に関し、構成員等に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以

下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(2) 本事業の入札手続に関し、構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が刑法(明治40年法律第45号。以下「刑法」という。)第96条の6の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(3) 前二号に規定するもののほか、本事業の入札手続に関し、構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

4 本市は、事業契約の締結がなされる前に構成員等のいずれかに以下の各号に規定する事由が生じた場合には、事業契約を締結しないことができる。

(1) 構成員等の役員等(役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者等をいう。以下同じ。)が暴力団員(京都本市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。本条(事業契約の締結)において以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が構成員等の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 構成員等の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 構成員等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 構成員等の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(準備行為)

第6条 落札者は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結前であっても、自己の責任と費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為ができ、本市は必要かつ可能な範囲で落札者に対して協力する。

2 落札者は、事業予定者の設立後、当該設立以前に落札者が行った準備行為を事業予定者に引き継ぐものとする。

(資金調達協力義務)

第7条 構成員は、事業提案書類に従い、事業予定者による借入れその他の事業予定者の資金調達を実現させるために最大限努力する。

- 2 構成員は、事業提案書類に従って行う場合を除き、事業予定者の資本金の額を減少させてはならない。

(業務の委託等)

第8条 構成員は、別紙3 (各業務の委託又は請負企業一覧)に従い、事業予定者をして、本事業に関する業務を、別紙3 (各業務の委託又は請負企業一覧)記載の者にそれぞれ委託し若しくは請け負わせ、又は自ら受託し若しくは請け負う。

- 2 協力企業は、別紙3 (各業務の委託又は請負企業一覧)に従い、本事業に関する業務を、自ら受託し又は請け負う。

(株式の譲渡に関する協力)

第9条 構成員は、本市が事業契約の定めるところにより事業予定者の全株式を本市が承諾する第三者(事業予定者に融資する者が選定し本市が承諾した第三者を含む。)に譲渡させることを選択した場合には、自らの保有する事業予定者の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡し、かつ、構成員以外の出資者をして、当該出資者が保有する事業予定者の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡させる。

(事業契約の不成立)

第10条 本市及び落札者のいずれの責にも帰すべからざる事由により本市と事業予定者が事業契約の締結に至らなかった場合、既に本市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 落札者のいずれかの責に帰すべき事由により本市と事業予定者が事業契約の締結に至らなかった場合(第5条(事業契約の締結)第3項又は第4項に該当する場合を含むが、これらに限られない。)、既に本市が本事業の準備に関して支出した一切の費用及び損害は、落札者が連帯して負担するものとする。

(談合等不正行為があった場合の措置)

第11条 第5条(事業契約の締結)第3項各号のいずれかの事由が生じた場合、事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、落札者は、連帯して、本市の請求に基づき、落札価格(事業契約締結後は事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。))の100分の20に相当する金額を違約金として本市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条(事業契約の締結)第3項各号のいずれかの事由により本市に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合、本市は、落札者に対し、その超過分につき賠償を請求することができ、落札者は、連帯して、当該賠償金を本市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 前二項に基づき本市が落札者に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して事業契約に基づき本市が事業予定者から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、落札者は、事業予定者が本市に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

(反社会的行為があった場合の措置)

第 12 条 第 5 条（事業契約の締結）第 4 項各号のいずれかの事由が生じた場合、事業契約の締結の有無又は解除の有無にかかわらず、落札者は、連帯して、本市の請求に基づき、落札価格（事業契約締結後は事業契約における契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。））の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として本市の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条（事業契約の締結）第 4 項各号のいずれかの事由により本市に生じた損害の額が前項に規定する違約金の額を超える場合、本市は、落札者に対し、その超過分につき賠償を請求することができ、落札者は、連帯して、当該賠償金を本市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前二項に基づき本市が落札者に対して違約金又は損害賠償を請求する場合において、同一の事由に関して事業契約に基づき本市が事業予定者から受領した違約金又は損害賠償金があるときは、落札者は、事業予定者が本市に支払った合計金額を控除した額を支払えば足りるものとする。

(遅延利息)

第 13 条 落札者が前二条に規定する違約金その他本協定に基づき負担する債務を本市の指定する期間内に支払わない場合、落札者は、連帯して、当該期間を経過した日（同日を含む。）から支払いを行った日（同日を含む。）までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）を乗じて計算した額の遅延利息を本市に支払わなければならない。

(秘密保持)

第 14 条 本市及び落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、以下の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 裁判所その他の公的機関により開示が命ぜられた場合
- (2) 本市又は落札者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザー又は本事業のために事業予定者に対して融資等を行う金融機関等に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合（ただし、当該開示により情報を受領する者が法令により本条（秘密保持）の義務と同等以上の秘密保持義務を負う場合には、秘密保持義務を課する必要はないものとする。）

- (3) 本市が京都市情報公開条例（平成 14 年条例第 1 号。その後の改正を含む。）その他の法令（本市の条例・規則を含む。）に基づき開示する場合
- (4) 本市が京都市議会に対して本事業に係る説明を行う場合

（協定の有効期間）

第 15 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の終了日までとする。ただし、事業契約の締結に至っていない場合において、事業契約の締結に至る可能性がないと本市が合理的に判断して代表企業に通知したときは、当該通知の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 10 条（事業契約の不成立）から前条（秘密保持）まで、本条（協定の有効期間）本項並びに次条（協議）及び第 17 条（準拠法及び裁判管轄）の規定の効力は本協定の有効期間終了後も存続するものとする。

3 構成員は、事業契約に基づく事業予定者の義務が全て消滅するまでの間において事業予定者を存続させるものとし、第 1 項の規定にかかわらず、事業予定者が存続する間は本協定も有効であるものとする。

（協議）

第 16 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本協定の解釈に関して疑義を生じた場合、本市及び落札者は、その都度協議の上これを定める。

（準拠法及び裁判管轄）

第 17 条 本協定は日本国の法令に従い解釈し、本協定に関する一切の紛争又は訴訟については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

以上を証するため、本協定書を2通作成し、本市並びに落札者の代表企業、その他の構成員及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、本市及び落札者の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

(本市)

(落札者)

(代表企業)

(構成員)

(構成員)

(協力企業)

(協力企業)

別紙1 設立時の出資者一覧

事業者の資本金の額 : ●●円
事業者の発行可能株式総数 : ●●株
事業者の発行済株式の総数 : ●●株

出資者（代表企業）

商号 【商号】
出資額 ●●円
引き受ける株式の総数 ●●株
引き受ける株式の種類 普通株式

出資者（構成員）

商号 【商号】
出資額 ●●円
引き受ける株式の総数 ●●株
引き受ける株式の種類 普通株式

出資者（構成員）

商号 【商号】
出資額 ●●円
引き受ける株式の総数 ●●株
引き受ける株式の種類 普通株式

出資者（その他出資者）

商号 【商号】
出資額 ●●円
引き受ける株式の総数 ●●株
引き受ける株式の種類 普通株式

出資者（その他出資者）

商号 【商号】
出資額 ●●円
引き受ける株式の総数 ●●株
引き受ける株式の種類 普通株式

別紙2 出資者誓約書の様式

●年●月●日

京都市長 ●● 殿

出資者誓約書

京都市立学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、【事業者の商号】（以下「事業者」という。）の出資者である【代表企業の商号】（以下「代表企業」という。）、【構成員の商号】（以下「構成員①」という。）及び【構成員の商号】（以下「構成員②」といい、構成員①及び構成員②を個別に又は総称して以下「構成員」という。）並びに【他の出資者の商号】（以下「その他出資者①」という。）及び【他の出資者の商号】（以下「その他出資者②」といい、その他出資者①及びその他出資者②を個別に又は総称して以下「その他出資者」という。）は、本日付けをもって、京都市（以下「市」という。）に対し、下記の第1項から第4項までに規定する事実を表明及び保証し、下記第5項から第8項までに規定する事項を連帯して誓約します。

なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる用語の定義は、市と代表企業、構成員並びに【協力企業の商号】及び【協力企業の商号】の間の●年●月●日付基本協定書（以下「基本協定」という。）に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、●年●月●日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における議決権の総数は●●個であり、うち●●個を代表企業が、●●個を構成員①が、●●個を構成員②が、●●個をその他出資者①が、●●個をその他出資者②が、それぞれ保有していること。
- 3 代表企業及び構成員の事業者に対する出資比率及び議決権保有比率が全体の2分の1を超えていること。
- 4 代表企業が事業者の株主中最大の出資比率及び議決権保有比率を有していること。
- 5 事業契約に基づく事業者の義務が全て消滅するまで事業者の株式を保有し、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。なお、市の書面による事前の承諾を得て当該処分を行おうとする場合には、当該処分に関連して市が求める契約書（資金調達目的での処分の場合には、当該資金調達に係る融資契約書及び処分対象となる株式に係る担保権設定契約書を含む。）の写しを、その締結後速やかに市に提出すること。
- 6 事業者の株式を譲渡しようとする場合、当該株式の譲受人をして、本出資者誓約書と同様の様式及び内容による出資者誓約書をあらかじめ市に提出させること。

- 7 事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、これらの発行を承認する株主総会において、第3項及び第4項に記載のある出資比率及び議決権保有比率の維持が可能となるように、その保有する議決権を行使すること。
- 8 市が事業契約の定めるところにより事業者の全株式を市が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し市が承諾した第三者を含む。）に譲渡させることを選択した場合、自らの保有する事業者の全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡すること。

代表企業

住所 ●●

商号 ●●

代表者 ●●

構成員

住所 ●●

商号 ●●

代表者 ●●

構成員

住所 ●●

商号 ●●

代表者 ●●

その他出資者

住所 ●●

商号 ●●

代表者 ●●

その他出資者

住所 ●●

商号 ●●

代表者 ●●

別紙3 各業務の委託又は請負企業一覧

① 設計業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

② 施工業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

③ 工事監理業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

④ 所有権移転業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

⑤ 性能保証業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

⑥ 維持管理業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

⑦ 所有権移転後の移設等業務

住所 ●●
商号 ●●
代表者 ●●

【複数者で各業務を分担する場合はそれぞれが担う業務内容を記載する。】